

亀山市公告第67号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、関係図書は、建設部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年10月8日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定に係る道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

2 指定の年月日

令和6年10月1日

3 指定番号

第R6道位指申亀建0002号

4 指定道路の延長、幅員及び位置

道路番号 A

(1) 延長 24.2m

(2) 幅員 6.0m

(3) 位置 亀山市能褒野町字能褒野91番23